

きそほうじん

発行所：(一社) 木曽法人会 ☎ 0264 (22) 4243

編集：広報委員会

印刷：木曽オールプリント(株) ☎ 0264 (21) 3166



令和3年2月発行

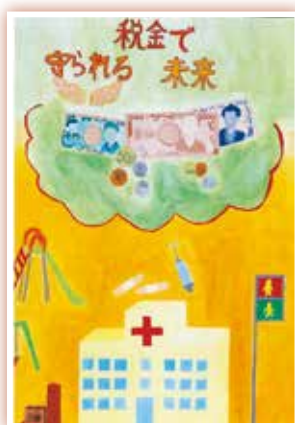
No. **95**
2021 / FEB.

- 目次**
- ② 会長あいさつ
 - ③ 木曽税務署長 新年のごあいさつ
 - ④ 青年部・女性部・支部活動・事務局日誌ほか
 - ⑤～⑥ 税務署周知記事
 - ⑦ 会員企業のご紹介 大同生命保険 広告
 - ⑧～⑨ 税金Q & A コーナー
 - ⑩ AIG・アフラック 広告

★
★
★
木曽郡租税教育推進協議会長賞 最優秀賞
木曽町立日義小学校
6年 浦沢実来さん



★
★
★
木曽郡租税教育推進協議会長賞 優秀賞
木曽町立福島小学校
6年 牛丸歩郁さん



木曽税務署長賞

★
★
木曽町立開田小学校

6年 田川柚希さん



★
★
長野県中信県税事務所木曽事務所長賞

★
★
木曽町立福島小学校

6年 高木美花さん



★
★
一般社団法人木曽法人会長賞

★
★
木曽町立日義小学校

6年 古畑優乃さん

— 小学生の税に関するポスター —

木曽郡租税教育推進協議会では、税に関するポスターを募集しています。
今年度の入賞作品をご紹介します。



令和 3 年新春のご挨拶

木曽法人会長 大沢 謙一



令和 3 年を迎えました。いつも木曽法人会の運営に、会員の皆様ならびに木曽税務署をはじめとする関係各位の皆様、に、深甚なる感謝を申し上げます、と共に皆様のさらなるご発展、ご多幸とご健勝をお祈り申し上げます。さて、昨年正月とは打って変わり、今年の正月は、厳しい門出となりました。そんな中、なぜか株高は続いているが、実態とかけ離れた感じがいたします。そんな中、令和 2 年を振り返りますと、見えてくるものがありました。

- ①新型コロナ COVID-19 の世界的流行
 - ②既存マスメディアの衰退
 - ③YouTube などソーシャルメディアの台頭
 - ④安倍総理辞任とトランプ大統領再選ならず
- この 4 つです。

まず①新型コロナは、一昨年 10 月頃中国武漢市で発生。第一派は、5 月頃には全世界を席卷、その脅威をまざまざと見せつけました。2 月現在、世界で約 1 億 7 百万人が感染、233 万人が死亡（感染者当り死者率 2.2%）という状況です。日本は、感染者 409,058 人（総人口あたり感染者率 0.3%）死亡者 6,618 人（死者率 1.6%）です。参考まで、アメリカ合衆国は、感染者数 27,261,600 人（総人口当り感染者率 8.3%）、死亡者数 468,571 人（死者率 1.7%）です。他の地域も調べてみましたが、感染者率こそ大きな差はあるものの、死者率では日本を基準に ±1.0% の中にほぼ収まっていた。因みに、感染者率はイギリス 6.0%、欧州圏 4.3% です。台湾 0.0%、ベトナム 0.0% の 2 国は感染者率の特異点でした。（参考データ REUTERS COVID-19 TRACKER より）台湾、ベトナムは早い時期から、中国人の入国禁止を徹底し



2 月 3 日

理事会であいさつする大沢会長

ました。日本と台湾は公衆衛生の意識の高い国で、予防衛生習慣が徹底していることから、死者数で二桁以上の開きができていたと考えられます。次に②既存メディアの衰退は国民の新聞離れ、テレビ離れが顕著に

なっていることです。これは③ソーシャルメディアの台頭と関連しています。新聞に載っている事件や出来事は、新聞・テレビの報道とほぼ同時くらいに SNS（ソーシャルメディアネットワークサービス）ニュースサイト上にアップされます。それどころか、日本のマスコミが報道しない事件や出来事をアップします。例えば、アメリカ合衆国大統領選挙で正しい選挙であったかの裁判や論争、ウイグル人権弾圧問題などがそれに当たります。ネットユーザーの多くは、既存メディアが何らかの意図により偏向報道を行っていると感じています。それに最近のテレビ番組は、安作りのバラエティー番組を多く作り、挙句、モーニングショー、お昼のワイドショーなどは、どこのチャンネルを捻っても、同じ時刻に同じ話題、事件を取り上げ、番組編成のコマ割りもほぼ同じです。コメントーターの意見も、MC の言う向きもほとんど変わりません。これでは民放キー局 5 社の存在意義が問われます。令和 2 年度の各社決算は赤字転落が 3 社ほど見込まれているようです。同様に大手新聞社も赤字転落となるところもあるとか。このように、私達のテレビ離れ新聞離れは加速度を増している様です。

最後に④安倍総理辞任とトランプ大統領再選ならず。お二人は、国の経済を好調に運営されてきました。特に失業者を減らし、給与所得者を増やしました。安倍前総理は 2019 年 2.4% にトランプ前大統領は 2020 年第一四半期 3.5% の史上最低失業率を達成しています。その間、日本人もアメリカ人も所得の伸びを見せました。これは大きな成功でした。残念ながら安倍さんは、COVID-19 による経済環境悪化と感染症対応の激務により体調を崩し、トランプさんは COVID-19 による投票方法の変更への対応遅れ等から、首相と大統領の座を降りる格好となりました。

①から④を観ると、これからくる明日は、これまでの明日とは全く違うものとなることがわかります。世の中は大きくうねりながら変わろうとしています。そのことは、私達の木曽での経済活動と全く無縁では無いはず。冒頭の株高のお話、そんな変なお話が沢山あるのがこの世の中です。どうか皆さん、よく見極め、覚悟を決めて来たる難局を乗り越えていきましょう。2 月より新型コロナワクチンの接種が日本でも始まります。健康な身体で、早急に新型コロナを克服し、東京オリンピックを成功させ、皆様の商店、会社をコロナ不況から建て直し、豊かな夢のある穏やかな日常を取り戻しましょう。今年も木曽法人会をよろしく願いいたします。

新年のごあいさつ

木曽税務署長 河原 知之



新年明けましておめでとうございます。

令和 3 年の年頭に当たり、謹んでお祝いを申し上げます。

一般社団法人木曽法人会の会員の皆様方には、健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は大沢会長をはじめ木曽法人会役員の皆様方には、日頃から税務行政全般にわたり深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましてはコロナ禍で制約のある中、オンラインセミナー、ブロック別税務研修会の開催や租税教室の講師、小学生への税の図解入りの「絵はがきコンクール」の実施など、税の啓発活動、納税道義の高揚に大きく貢献されるとともに、地域に密着した社会貢献活動などの事業活動を幅広く展開され、地域社会の健全な発達にも寄与されておりますことに、心より敬意を表する次第でございます。

経済活動の I C T 化、グローバル化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世の中の変化するスピードが格段に速くなっている中、税務行政においても、この急速な変化に的確に対応していくため、I C T による納税環境の整備など納税者サービスの充実に努めてきました。こうした状況の下「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を十分果たすためには、私どもの力のみでは自ずと限界があり、皆様方のお力添えが不可欠であると考えております。

特に、消費税については、令和 5 年 10 月 1 日から現在の「区分記載請求書等保存方式」から「適格請求書等保存方法（いわゆるインボイス制度）」に変更され、適格請求書発行事業者の登録申請が、本年 10 月 1 日から開始されます。私どもといたしましては、納税者の皆様方が内容を十分に理解し適切に対応していただけるよう、周知、広報、相談に着実に取り組んでま

いりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

間もなく、令和 2 年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

感染予防策のためにも、自宅等からの e-Tax・スマホ申告の一層の推進に取り組んでおります。特に、スマホ申告の利用については、給与所得、雑所得、一時所得のある方がご利用いただけますので、会員の皆様方におかれましては、是非、自宅からの e-Tax・スマホ申告の積極的な利用をお願いいたしますとともに、従業員の皆様方にも積極的にご利用いただけますよう、社内広報等での周知へのご協力も併せてお願い申し上げます。

また、納税につきましても、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付できるダイレクト納付をご利用いただくなど、キャッシュレス納税の更なる利用に、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人木曽法人会の益々のご発展と、新しい年が会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄の年となりますように、心からご祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。



2月3日 理事会での河原署長

5 年生に 税の解説付き“下敷”を寄贈 — 青年部租税教育活動・社会貢献事業 —

青年部は毎年、郡内小学校 5 年生の児童の皆さんに、租税教育用下敷を寄贈しています。11月11日からの「税を考える週間」に合わせ、役員が手分けをして各小学校へお届けしました。今年のテーマは『スゴイぞ！日本のAI性能』。最近話題の日本のAI、その技術力について掲載されています。各種の税金など歳入・歳出の状況や、税金の使われ方などを分かりやすく記載した豆知識も載っています。これから「税に関する絵はがきコンクール作品」の作成などで参考になる分かりやすい内容です。



下敷きを寄贈する湯川副部長
(木祖小学校)

地域の話



大桑村支部地域に、毎年恒例となっています『森の里の秋祭り』があります。多くの支部会員もボランティアで参加をしています。今年度は、コロナの影響で中止となってしまいましたが、駅伝大会だけとは、11月1日に急遽、開催しました。大桑村支部会員の方々も参加し、勝敗よりもみんなで楽しく走る、アットホームな駅伝大会になりました。

県税功労者表彰

去る11月16日税務行政に協力した功績を称えられ前副会長（前木祖村支部長）水本 豪氏が県税功労者知事感謝状表彰を受けられました。



税に関する 『絵はがきコンクール』

— 女性部の継続事業 —

平成20年度より全法連女性部は租税教育活動の一環として「税に関する絵はがきコンクール」事業を実施しています。木曽法人会では、木曽郡租税教育推進協議会の行うポスター事業と類似するため今まで未実施でしたが、国税庁の後援もあり女性部による全国統一事業として実施しております。

木曽郡学校長会や教育委員会への協力依頼を経て、昨年11月、管内全小学校の6年生児童の皆さんに応募を呼びかけました。

作品が集まったところで関係者によって選考会を行い、最優秀作品については長野県連を通じて、全法連の審査会の対象作品として出展します。この事業はこれからも租税教育事業ならびに地域社会貢献事業として、毎年継続して実施してまいります。



税に関する
絵はがきコンクール応募の
お願いをする大畑副部長
(福島小学校)

事務局日誌

11月

- 2 日 県連税制委員会 税務研修会（松本市）
- 11 日 県連組織委員会（上田市別所温泉）
- 16 日 県税功労者知事感謝状授与式（合同庁舎）

12月

- 4 日 ブロック別税務研修会
(木曽町文化交流センター)
- 9 日 税制委員会（木曽建設会館）
- 11 日 ブロック別税務研修会（南木曽商工会館）
- 14 日 総務委員会（木曽建設会館）
- 23 日 県連事務局長会議（松本市）

1月

- 13 日 県連総務委員会オンライン会議

確定申告会場への来場を検討されている方へ

感染リスク軽減のために「ご自宅からe-Tax」をご利用ください

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、**ご自宅から申告できるe-Tax**をぜひご利用ください（詳しくは裏面をご確認ください）。
- ✓ 申告のご相談は、ご自宅から**お電話やチャットボットでも可能**です。e-Taxで分からないことがある場合についてもお電話でお尋ねいただけますので、ぜひチャレンジしてください。

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された**「入場整理券」**が必要です。
- ✓ 入場整理券は**各会場で当日配付**しますが、**LINEを通じたオンライン事前発行**も可能です。オンライン事前発行の詳しい方法は裏面をご確認ください。
- ✓ 入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いする場合があります**。当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます（令和 3 年 2 月 16 日掲載開始予定）。

確定申告会場における感染防止対策

確定申告会場にお越しになる方へのお願い

入場時の検温

- ✓ 入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。
- ✓ 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。

マスクの着用、手指消毒

- ✓ 会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。

少人数での来場

- ✓ 会場には、申告される方おひとりでお越しください。
- ✓ 介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

税務署での対策のご紹介

- ✓ ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトを採用しています。
- ✓ こまめな換気・消毒を実施し、会場内には手指消毒液を設置しています。
- ✓ 職員はマスク・フェイスシールドを着用して対応し、日々の体調管理も徹底しています。

※ 令和 2 年分確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2 月 16 日より前から申告相談をお受けしています。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。



スマホやパソコンでご自宅から申告ができます

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

税務署に行く手間がかかりません 

確定申告期間中は**24時間いつでも**利用できます

 **スマートフォンやパソコンで簡単に申告書が作成できます**

 確定申告書の作成はこちらから

STEP 2 申告書を作成

画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算され、簡単・便利に作成することができます

STEP 3 申告書を提出

■ **国税庁ホームページからe-Taxで送信**

■ **印刷して郵送等で提出**

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。

e-Taxの送信方法は 2 通り

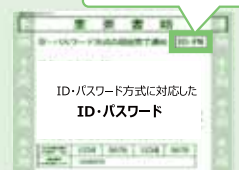
マイナンバーカード方式

① マイナンバーカード ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタ

 +  又は

ID・パスワード方式

① ID（利用者識別番号）
② パスワード（暗証番号）

 ID・PWが目印

確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書控えと一緒に受け取った「ID・パスワード方式の届出完了通知」をご確認ください。

※ ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。
マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。

入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

STEP 1

国税庁を「友だち追加」

国税庁
LINE公式アカウント



※ LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

STEP 2

「相談を申し込む」を選択



STEP 3

税務署・希望日時を選択



STEP 4

申込完了→会場で提示



STEP 1 LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

STEP 2 「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

STEP 3 税務署や来場希望日時を選択

STEP 4 内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOK

※ LINE公式アカウントからの事前発行は、1月中旬以降サービスを開始する予定です。

入場時にはこの画面をご提示ください

会 員 企 業 の ご 紹 介

大桑村支部 有限会社 小瀬木木工所 代表取締役 小瀬木 礼子

〒 399-5504

長野県木曽郡大桑村大字野尻 1725

TEL 0264-55-2008

先代の義父が、昭和41年に「有限会社 小瀬木木工所」と法人化してから55年。

最初は、家の裏で義母と木挽きから始めたそうです。

平成7年に義父が他界して、私が二代目となり、大勢の皆様は助けて頂きながら何とかやっています。

近年、木工所はどんどん減っていますが、義父が遺してくれた木工所を出来る限り続けたいと思っています。



大桑村 誕生祝品



木工所で作っている製品



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。

中小企業経営者のもしものときの力になりたい。

創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリス)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

DAIICHI 大同生命保険株式会社

松本支社/長野県松本市本庄1-3-10(大同生命松本ビル3F)
TEL 0263-32-0829

T&D
T&D保険グループ

税金 Q & A コーナー

Q 1 収入等の減少により税金や社会保険料を支払えない場合の相談窓口を教えてください。

A 1 税の種類や社会保険料により窓口が異なります。
法人税や源泉所得税、申告所得税、消費税などの国（税務署）へ納付する税金の猶予相談は、「国税局猶予相談センター」にお電話ください。

【電話番号】0120-948-249 ※国税局によって電話番号が変わります。
関東信越国税局管内でない方は国税庁ホームページをご確認ください。
【受付時間】8：30～17：00（土日祝日を除く）

市県民税や固定資産税及び自動車税等の地方税の猶予相談窓口は都道府県や市区町村の担当窓口へ、社会保険料のうち厚生年金保険料等については日本年金機構へ、労働保険料については都道府県労働局へご相談ください。

Q 2 国税に関する猶予制度はどのような制度が教えてください。

A 2 国税を一時に納付できない場合に、申請により税務署長の承認を受けて期限後に（必要に応じ分納して）納税ができるようになる制度です。

【猶予には下記の全ての要件を満たす必要があります。】
①国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
②納税について誠実な意思を有すると認められること。
③猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
④納付すべき国税の納期限から 6 か月以内に申請書が提出されていること。
⑤原則として、担保の提供があること。
(注) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に認められる猶予制度については担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要です。
既に滞納がある場合や滞納となってから 6 か月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第 151 条）が受けられる場合もあります。



猶予が認められると

- ・税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- ・原則として **1 年間納税が猶予**されます。（資力に応じて分割納付となります）
- ・**猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除**されます。
- ・財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。
- ・猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書の取得については「Q5」のとおりとなります。

Q 3 どのような国税について猶予を受けられますか。

A 3 ほとんど全ての国税が対象となりますが、印紙で納付する印紙税のほか、外国貨物を保税地域から引き取る場合の消費税や出国する際に直接税関長に納付する方式の国際観光旅客税については対象となりません。

Q 4 中間申告や予定納税、修正申告などでも猶予を受けることは可能でしょうか。

A 4 税務署に申請していただくことにより、猶予の適用を受けることができます。
なお、例えば、消費税の中間申告分について、本年の課税売上高が前年より大幅に減少している場合などには、仮決算に基づく中間申告を行っていただくことにより、直前の課税期間の税額に基づき計算した中間申告税額に比べ、納税額を抑えることができますので、この制度の利用についてもご検討ください。

Q 5 猶予が適用されている時期に納税証明書を取得したい場合、納税証明書にその旨記載されますか。

A 5 猶予の適用を受けている国税についての納税証明書の取扱いはおおむね次のとおりです。

①納税証明書（その 1）…納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明
猶予の適用を受けている場合は、納税証明書の「備考」欄に、以下のとおり猶予の適用を受けている旨が記載されます。

（記載例）

「上記未納税額●●円については、国税通則法第46条第●項の規定による納税の猶予中です（猶予期限：令和●年●月●日）。」

②納税証明書（その 2）…所得金額の証明

所得税及び復興特別所得税又は法人税の確定申告を行っている場合には、未納税額の有無や猶予の適用を受けている旨は記載されません。

③納税証明書（その 3）（その 3 の 2）（その 3 の 3）…未納の税額がないことの証明

猶予の適用を受けている税目に関しては発行されませんので、その場合の代替書類等については、提出先にお問い合わせください。

④納税証明書（その 4）…滞納処分を受けたことがないことの証明

証明を受けようとする期間に滞納処分を受けたことがない場合には、猶予の適用を受けていても発行されます。

なお、納税証明書には、猶予の適用を受けている旨は記載されません。

Q 6 申請から許可までの間の延滞税はどのようにになりますか。

A 6 延滞税の免除などの猶予の効果は、許可した日に関わらず、申請日に遡って適用されます。



法人会のビジネスガード
Business Guard *Series*

AIG 損保

世界有数の地震国、日本！
いつ、どこで大地震が発生しても
不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！



プロパティガード
Property Guard

法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

AIG 損害保険株式会社

URL: <http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

松本支店

〒390-0814

長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル

TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

この広告は保険の概要をご説明したものです。保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。

2018年1月時点の内容です。

(B-152289 2020-01)

アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を
受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、
約束します。お客様ひとりひとりが創る、
自分らしく充実した人生。アフラックは、
そのお手伝いをする存在であり続けます。



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

Aflac



〈引受保険会社〉

アフラック 長野支社

法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。